

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
1	P1 はじめに	P1 「はじめに」の文面を、正確でリアルな表現に改める。 14行目…営業自粛等による非正規雇用労働者の減少⇒非正規雇用労働者の所得減少 17行目…これまで見過ごされてきたことや、表面化してこなかった諸問題、⇒これまでも指摘されてきた配偶者からの暴力、ひとり親家庭等の貧困がより表面化し、私たちの向き合うべき課題が浮き彫りになりました。	14行目の文章につきましては、女性への深刻な影響について述べている部分です。現状として非正規雇用労働者は女性割合が多いことから「労働者の減少」について言及したものです。営業自粛等による所得の減少につきましては、男女問わず全体について言えることのため、素案のとおりとさせていただきます。 17行目につきましては、御指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 <修正> P1 17行目 同時に、これまで指摘されてきた配偶者等からの暴力やひとり親家庭等の貧困がより表面化し、私たちの向き合うべき課題が浮き彫りになりました。	○
2	P1 はじめに	②並木市長の「はじめに」の前に、新座市の「男女共同参画都市宣言」（2001年）を入れる（現行4P）市長の文章は「ごあいさつ」として次頁に挿入する。	男女共同参画都市宣言につきましては、従来の男女共同参画プランと同様に掲載しておりますので、素案のとおりとさせていただきます。	—
3		⑪ P1「はじめに」を⇒「男女共同参画」を推進する気概のある市長の決意を「3次プラン」の須田市長の「はじめに」と「4次プラン」の並木市長の「はじめに」を比べると、「4次プラン」には「男女共同参画」施策を推進する気概が感じられません。 並木市長の述べる「住んでみたい、ずっと住み続けたい」新座市、先進的な新座市に思えるような「はじめに」に改めていただきたいです。	「はじめに」につきましては、社会情勢や本市の現状・課題等を踏まえ、本計画を策定した経緯を述べたものとなっておりますので、素案のとおりとさせていただきます。	—
4	P7 第1章計画の概要 1 計画策定の趣旨	⑬ 「プラン」対応の空白年度の説明記載を「第3次プラン」が2016年～2020年度、「第4次プラン」が2023年2027年度を対象について、2021年～2022年度が空白ですので、このことをどこかに記載する必要があると思います。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 <追加> P7 9行目の下に追加 なお、第4次にいざ男女共同参画プランの策定につきましては、令和2年度に策定予定であった本市の最上位計画「第5次新座市総合計画」が新型コロナウィルス感染症等の影響で策定が2年延期になったことに伴い、当該計画と整合性を図る必要がある本計画についても、策定を2年先送りとなりました。 計画休止期間中（令和3年度～4年度）は新型コロナウィルス感染症等の影響で様々な制限があることを考慮しつつ、引き続き可能な範囲で「第3次にいざ男女共同参画プラン」に沿った各種事業を実施し、男女共同参画の推進を図りました。	◎

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
5	P7 第1章計画の概要 1計画策定の趣旨	P7 計画の継続性について。年号は西暦に統一を。 第3次と第4次の間の二年間が空白になっている。2020年と2021年はコロナもあつたが、この二年間は活動はなかったのか記述すること。また、年号は西暦に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の継続性について 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 <p><追加> P7 9行目の下に追加 なお、第4次にいざ男女共同参画プランの策定につきましては、令和2年度に策定予定であった本市の最上位計画「第5次新座市総合計画」が新型コロナウイルス感染症等の影響で策定が2年延期になったことに伴い、当該計画と整合性を図る必要がある本計画についても、策定を2年先送りとなりました。</p> <p>計画休止期間中（令和3年度～4年度）は新型コロナウイルス感染症等の影響で様々な制限があることを考慮しつつ、引き続き可能な範囲で「第3次にいざ男女共同参画プラン」に沿った各種事業を実施し、男女共同参画の推進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年号は西暦に統一を 市が作成する文書の年表記につきましては、和暦を原則としていますが、計画書やパンフレットなど広く市民の閲覧に供する文書は、必要に応じて西暦を併記し、分かりやすい文書の作成に努めることとしております。総合計画をはじめ、市の計画は和暦と西暦を併記していることから、素案のとおりとさせていただきます。 	○
6		⑦最後に、行政計画の記載は西暦を優先すべきである（併記）	市が作成する文書の年表記につきましては、和暦を原則としていますが、計画書やパンフレットなど広く市民の閲覧に供する文書は、必要に応じて西暦を併記し、分かりやすい文書の作成に努めることとしております。総合計画をはじめ、市の計画は和暦と西暦を併記していることから、素案のとおりとさせていただきます。	—
7	P9 第2章男女共同参画を取り巻く環境 4新座市の取組 7計画の推進	P9 推進する所管課が不明。活動拠点の整備を明記する 「府内推進体制の充実…関連各課と課題を共有し、相互に連絡調整を図りながら、総合的・計画的に施策を推進する」とあるが、所管課は人権推進課なのか。特に記述がないので明記する。計画の推進、情報発信などのために「男女共同参画プラザ」の整備をめざしていくと明記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・推進する所管課が不明 本計画は、P27以降にある男女共同参画推進に係る様々な施策について複数課で相互に連絡調整を行いながら推進していくための計画であるため、素案のとおりとさせていただきます。 ・活動拠点の整備を明記する 新座市男女共同参画推進プラザにつきましては、令和2年度末でにいざほっとぶらざの賃貸借契約が終了することに伴い、財政状況及び当該プラザの利用率等を鑑み、市の方針により閉館となりました。今後につきましては、市として新たな公共施設の設置が計画される場合には、その中の機能等について市民の皆様の御意見等を広くお聞きし、その時々の社会情勢や財政状況等を総合的に判断しながら、拠点施設の整備等を検討してまいりたいと考えておりますので、素案のとおりとさせていただきます。 <p>なお、男女共同参画推進プラザ条例や設置規則に定められていた機能につきましては、原則人権推進室に移管されております。今後も引き続き男女共同参画施策の推進を図ってまいりますので、御理解いただきたいと存じます。</p>	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
8	P9 第1章計画の概要 7計画の推進体制	2 行動プランの実現に向けて 行動計画は「だれが、どこで、どのように」を明示する必要がある。 ①市行政の中心所管体制を。9頁に庁内推進体制の充実をうたっているが主管課がなければ課題実現に向けて関係各課が連携する動きはつくれない。	本計画は、P27以降にある男女共同参画推進に係る様々な施策について複数課で相互に連絡調整を行いながら推進していくための計画であるため、素案のとおりとさせていただきます。	—
9	P13 第1章計画の概要 (8)女性職員の管理職への登用率	③ P13(8)に「2021(R3)」のグラフを追加・修正を（副課長級・・48.7%、課長級・・21.7%）。 ⇒「2016年と2021年を比べると・・・19.5ポイント増加・・・」に修正する。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正するとともにグラフも修正します。 <修正> P13 (8)女性職員の管理職への登用率 市職員のうち副課長級以上にいる女性職員の割合は、平成29年（2017年）と令和3年（2021年）を比べると、6.9ポイント増加しています。 また、課長級以上に占める女性職員の割合は、平成29年（2017年）と令和3年（2021年）を比べると、3.4ポイント増加しています。	◎
10	P14 第1章計画の概要 (10)市議会への参画	④ P14(10)市議会への参加 の最後に以下に加筆を 「また、全国では48%（2自治体）に次ぐ2番に多い比率となっています」	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正> P14 (10)市議会への参画 なお、令和2年（2020年）は、埼玉県内で最も女性議員の多い市議会となっており、市区別の全国ランキングでは、3位（同率1位が2自治体）となっています。	◎
11	P18 第2章男女共同参画を取り巻く環境 2国の動き	3 施策の展開について ①18頁「国の動き」の中に本年5月成立、2024年施行の「困難な問題を抱える女性支援法」を追加すべきである。新座市内にシェルター設置などの課題が生じる。施策に位置づける。	御指摘のありました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立」につきましては、資料編4「男女共同参画に関する年表」に追加します。 なお、当該法律は、令和4年に成立し令和6年に施行であることから、国及び埼玉県の男女共同参画計画では扱われておりません。そのため、本計画においては当該法律の内容に係るものにつきましては、掲載は差し控えます。	○
12	P20 第2章男女共同参画を取り巻く環境 2国の動き	P20 ジェンダーギャップ指数を記載する。 「国の動き」の中に、我が国のジェンダーギャップ指数は、146カ国中116位と先進国の中では最低レベルであり、特に賃金・所得格差、管理職比率などが低い現状を記載する。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 <追加> P18 「男女共同参画基本計画の策定」の次の5段落目に追加 令和2年（2020年）に策定された第5次男女共同参画基本計画では、「2020年30%目標」※に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたにもかかわらず、全体として「30%」の水準に達するとは言えない状況及びジェンダーギャップ指数※の順位から分かるように国際的に見ても女性の政治・経済分野への参画が遅れていることを踏まえ、指導的地位への女性登用等が強調されました。	○

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
13	P20 第2章男女共同参画を取り巻く環境 3埼玉県の動き	⑤ P20 3埼玉県の動きに「◆埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の公布」の追加を。 (2022年7月8日)、説明文はお任せします	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 <追加> P20 3埼玉県の動き「男女共同参画関連の取組」の次の段落に追加 ◆「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」の公布・施行 性の多様性が尊重された社会の実現を目指して「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が令和4年（2022年）7月に公布・施行されました。 この条例は、自分が好きになる相手、性的な関心の対象となる性についての指向（性的指向）や、自分の性についての認識（性自認）が、地域、学校、職場などで尊重され、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指して制定されました。	◎
14	P21 第2章男女共同参画を取り巻く環境 4新座市の取組	⑥ P21 ◆市民に向けた取組の性同一性障がい者の人権⇒トランスジェンダーの人権に変更を。 これまで身体的な性別と性自認が一致しない状態を指す医学的疾患名として「性同一性障害」が使用されてきたが、2012年には「性別違和」に変わり、2022年WHOの分類では「性別不合」に変わるなど、「性同一性障害」という精神疾患とみなしてきたことをやめる（脱病理化）ことを意味する。 他方、2021年、国会でLGBTの理解増進のための法案が審議される際、自民党は「性同一性」を、公明党や野党は「性自認」を使用することを主張し、大きな争点となつた。すでに地方自治体や国の文書で広く使われたこともあり「性自認」採択された。しかし、法案は反対意見もあり成立せず。 このような、状況下、身体的な性別と、性自認が一致しない人をいうトランスジェンダー使用がわかりやすいと思います。	御指摘を踏まえ、国や県の男女共同参画計画についても「性同一性障がい」の文言が見当たらないことから、本市においても以下のとおり修正します。 <修正> P21 市民に向けた取組の5段落目を修正 一方、平成15年（2003年）には、市が収集し、又は、発行する公文書のうち、法令（法律、政令、省令、告示等）による定めがあるものを除き、性別記載欄を削除しました。これは、性的マイノリティ当事者の中には、市が扱う申請書等の様式に性別記載欄がある場合、性自認とは違う性別を選択することに抵抗感を抱いたり、窓口で性別を再確認されたりすることに精神的苦痛を感じている方がおられる方に配慮し、いち早く取組を実施したものです。このほか、平成25年度（2013年）からは…	○

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
15		⑦ P22「・・・副課長級以上に占める女性職員の割合を40%以上と・・・」の目標数値を変更する。 理由：（2021年に48.7%となっているので）	目標値につきましては、本市の第4次新座市特定事業主行動計画（計画期間：令和2年度から6年度まで）に記載されている数値を引用しております。整合性を保つため、素案のとおりとさせていただきます。	—
16	P22 第2章男女共同参画を取り巻く環境 4新座市の取組	③プラン推進・連携体制の実務的促進 第3次計画までの本市の動きは、他市町村にぬきんでる水準の高さだった。しかし近年は推進プラザの計画外廃止に象徴されるように、まったく精彩を欠く。危機感に欠ける少子・高齢化対策にも言えることだが、行政内部の不断の研鑽が必要である。何度も素案本文に出てくる「固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み」を脱却すると、唱えているだけではいつまでもジェンダー平等は実現しない。本文中の新座市統計から読みとれる成果はわずかであろう。市民の生活実態と意識の変化について、今後詳細な調査が必要。13頁の市役所における女性の職場といつても過言ではない、にもかかわらず副課長級以上の女性割合は33.2%である。「市役所の仕事」のジェンダー平等に取り組んでもらいたい。明記すべき。	本市職員の男女比率につきましては半数以上が女性ですが、管理職員の女性の比率となると、御指摘のとおり33.2%（P13参照）となっております。そのため、P22「職員に向けた取組」に女性職員の登用率を上げる取組を進める旨を明記しておりますので、素案のとおりとさせていただきます。	—
17	P25 第3章計画の内容 1施策の体系	⑧ P25「男女平等教育」を「ジェンダー平等教育」へ 施策3が「多様な性・多様な生き方への理解の促進」とあるのに、施策4が「男女平等教育・学習の推進」では、矛盾します。①に記載のように、SDGsの5番目の目標が「ジェンダー平等」ですから「ジェンダー平等教育・学習の推進」に変更するべきだと思います（どうしても「ジェンダー平等」の記載に抵抗があるなら、「性の平等」とすべきです）。	本市では新座市男女共同参画推進条例に基づき、「男女平等」の実現に向け様々な取組を進めてきました。平成27年にSDGsが採択されたことを受け、近年では「ジェンダー平等」という表現も広く使用されるようになりました。 こうした経緯を踏まえ、本計画では、条例に基づく箇所は「男女平等」を、SDGsを踏まえた箇所は「ジェンダー平等」を使用すると整理しました。そのため、素案のとおりとさせていただきます。	—
18	P30	P30「男女平等教育・学習の推進」の中に、校則の改善とジェンダーレス制服を入れる 「○●らしい服装、○●は禁止など理不尽な校則の見直し」を入れる。さらに、女子がスラックスを選択できるようにするなど、「ジェンダーレス制服」の記述を入れる	校則の改善及びジェンダーレス制服につきましては、各学校が個々の状況に応じて対応するものであるため、素案のとおりとさせていただきます。 しかしながら、御指摘の内容につきましては、児童・生徒自身がジェンダー平等について主体的に考えるきっかけの一つとなり得ることから、男女共同参画推進の取組の一つとして、教育委員会へ報告をさせていただきます。	—
19	第3章計画の内容 基本目標1 施策4男女平等教育・学習の推進	④実践的な性教育の実現を。学校・家庭における学習指導要領を超える性教育の必要がある。さまざまな性差別・性暴力に打ちかつ（DV、セクハラ、パワハラなどの性被害）ために必要な性と生殖に関する知識の習得を（30頁）そのための講座などを組む。	性に関する教育につきましては、基本目標1施策4「男女平等教育・学習の推進」の中で取り組むとともに、基本目標2施策9「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発」において、「学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する」として掲載しております。当該項目には、ご意見の内容が含まれていることから素案のとおりとさせていただきます。	—
20		施策4 ユネスコの国際セクシュアリティガイダンスに基づく「包括的性教育」を入れる。		—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
21	P30 第3章計画の内容 基本目標1 施策5審議会等への女性の登用促進	⑨ P30施策5 20事業内容の「・・・目標40%以上とし・・・」の目標数値を変更する 男女共同参画審議会における女性委員は、「第4次プラン」が10/6(60%)、「第3次プラン」は11/8(72.7%)、「第1次・第2次プラン」が10/8(80%)で目標達成をしているので。	この項目における「審議会」は新座市男女共同参画審議会だけを指すものではなく、市全体における審議会の女性委員の割合の目標数値となっております。新座市男女共同参画審議会のみを見ると40%を超えてますが、他の審議会につきましては、40%未満のものも多くあります。そのため、目標数値は素案のままとさせていただきますが、女性委員の登用率が上がるよう今後も男女共同参画施策を進めてまいります。	—
22	P31 第3章計画の内容 基本目標1 施策7男女共同参画行政の推進	③ジェンダー平等（31頁）社会への社会意識向上に伴い、性の多様化・平等化（性的マイノリティという表現ではなく）のため、パートナーシップ制度導入などの検討を（現在240以上の自治体が導入、東京都も初のパートナーシップ宣言制度を本年11月開設）	頂きました御意見は、今後の市政推進の参考とさせていただきます。 なお、パートナーシップ制度の導入につきましては、現在検討中でございます。	△
23	P35 第3章計画の内容 基本目標2 施策9 リプロダクティブ・ヘルス／ライル（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発	⑩ P35 施策9-28以下に変更を 「・・・性と生殖に関する教育を推進する」 ⇒「・・・性と生殖に関する健康と権利の実現に向けて包括的セクシュアリティ教育を推進する。（「性と生殖に関する健康と権利」実現に向けて重要なことが「包括的セクシュアリティ教育」であるから）	性に関する指導につきましては、基本目標1施策4「男女平等教育・学習の推進」の中で取り組むとともに、基本目標2施策9「リプロダクティブ・ヘルス／ライル（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発」において、「学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する」として掲載しております。当該項目には、ご意見の内容が含まれていることから素案のとおりとさせていただきます。	—
24	P37 第3章計画の内容 基本目標2 方針7生活上の様々な困難への支援	P37 「生活上の様々な困難への支援」ではなく、「社会的弱者への支援を推進する」とするひとり親、高齢者、障がい者、外国籍などの方の就労支援だけでなく就労支援と生活支援とする。	本計画は男女共同参画に係る計画であり、御指摘の箇所につきましては、男女共同参画の視点から様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる環境づくりの一つとして、就労支援に触れているものです。 「社会的弱者への支援の推進」及び「生活支援」につきましては、福祉に関する計画で対応するものであるため、本計画においては、素案のとおりとさせていただきます。	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
25	P38 第3章計画の内容 基本目標3	P38 基本目標3「男女ともに働きやすい環境づくり」のところに新座市の現状を記述する。 女性が働き続けることの困難さを一般的に述べているが、新座市の実態調査で判明したことを明記すべき。「新座市は生涯にわたって働き続ける女性が増えている。出産育児でいったん仕事をやめるM字カーブが若干改善されている。合計特殊出生率は1.25で、国、県平均より低い状況が長く続いている。女性の管理職の起用は2020年までに40%をめざしていたが達成していない」などの現状を記述し、その上にたっての計画であると展開する。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、本市の現状につきましては、国勢調査のデータ等を基に作成しております。そこから読み取れる本市の現状について「第1章8統計からみる新座市の現状」に集約して記載しております。 <追加> P38 5行目に追加 このことは、本市においても同様で、令和元年度（2019年度）に実施した男女平等意識・実態調査では、「家庭生活の考え方」について、「実生活」では何を優先しているか調査したところ、「家事・育児・介護を優先している」は女性が30.1%に対し男性は9.9%と21.1ポイントの差がありました。 女性の就業率は増加している一方、実際の生活においては、いまだに家事、子育て、介護などは主に女性が担っていることがこの調査結果から分かっています。	○
26	P41 第3章計画の内容 基本目標3 施策21男性の家事・育児・介護への参画促進	⑤施策21（41頁）「男性の家事・育児・介護への参加促進」はあやまっている。家庭の維持はメンバーシップの問題であり、当事者たる自覚と実際的能力育成をうたうべきである。ヤングケアラー問題についてもふれるべきではないか。	施策21につきましては、男性の男女共同参画に係る施策として記載したものであるため、素案のとおりとさせていただきます。 なお、ヤングケアラーにつきましては、本市としましても深刻な問題として認識しておりますが、国及び埼玉県の男女共同参画基本計画は具体的な施策等に関する記述がなく、本計画を総合的に見ても掲載する適切な項目がないため、今回は掲載を見送ることとします。	—
27	P41 第3章計画の内容 基本目標3 施策22多様な働き方を推進するための職場環境の整備	P41 「多様な働き方を推進するための職場環境の整備」をやめて、「男女がともに生き生きと働き続けられる職場の改善」とする。多様な働き方、柔軟な働き方の名のもとに、女性は長年、不安定な低賃金労働者になってきました。多様な働き方とはつまり自己責任の非正規雇用であり、女性の地位と権利の向上とは真逆の働き方であり推進すべきでない。	多様な働き方につきましては、長時間労働の是正などを含むものであり、非正規雇用のみに焦点を当てているものではありません。また、テレワークなど多様な働き方を推進することで、性別にとれわれず、誰もが働き続けられる職場環境づくりを目的としているものであるため、素案のとおりとさせていただきます。	—
28	P42 第3章計画の内容 基本目標3 方針10職場における男女の均等待遇の整備	P42 職場における男女の均等待遇の整備の中に、「男女の賃金格差の是正」または、「同一労働同一賃金をめざす」などの記述を入れる。	御指摘の内容につきましては、P40方針8「女性の就労・活躍支援の事業No.41「男女賃金格差の解消に向けての意識啓発」として位置付けていることから、素案のとおりとさせていただきます。	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
29	②資料編に数年ごとの男女平等意識実態調査が実績として取り組まれているが、マンネリ化していないか精査したい。施策のふり返りにも生かしてゆくべきである。	頂きました御意見は、今後の市政推進の参考とさせていただきます。	△
30	⑥ 資料編について新座市にかかる歴年記載は詳細にわたる記録として残すべき。 1975年 公民館で女性講座開設—当時の記録はないのか 1992年 文部省『女性の社会参加支援事業に応募』公民館・市民会館イベントで市民多数を動員 2008年 女性市議会議長の選出、という記述あり、それなら 2020年 女性市議会議員が26人中12人となり、全国自治体議会でも第2位の比率(46.2%) 14頁に記載があるが資料編にも入れる	資料編の年表につきましては、市で確認できるものについて記載しております。 また、女性市議会議長の選出につきましては、本市初となる歴史的出来事であったため、掲載しているものです。 なお、市議会における女性議員の比率につきましては、P14に記載があることから、改めて資料編の年表には記載することはせず、素案のとおりとさせていただきます。	—
31	1. 「男女共同参画推進プラザ」の再開設の明記を！ 新座市が「男女共同参画プラザ」を開設したのは2002（H14）年です。埼玉県が「男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進センター（With Youさいたま）を開設したのも同年です。因みに、「埼玉県男女共同参画推進条例」制定と「新座市男女共同参画推進条例」制定は同年の2000（H12）年です。また、埼玉県が「女性センター基本計画」策定したのは1999（H11）年、新座市が第1次計画の「にいざ男女平等行動プラン」を策定したのは、1994（H6）年です。（国は1999年に「男女共同参画社会基本法」を成立、翌2000（H12）年に第1次「男女共同参画基本計画」策定） このように国・県よりも先進的で、誇るべき新座市の「男女共同参画」施策の推進拠点である「新座市男女共同参画推進プラザ」が2021（R3）年3月末、財政非常事態を理由に一方的に閉館されました。 しかし、2022（R4）年2月に財政非常事態宣言を解除したのですから、「第3次プラン」の1-6「男女共同参画推進プラザの機能の充実」をただ削除するのではなく、「新座市男女共同参画」施策の推進拠点（センター）の再開設を、「第4次プラン」記載にするよう強く求めます。	新座市男女共同参画推進プラザにつきましては、令和2年度末でにいざほっとぷらざの賃貸借契約が終了することに伴い、財政状況及び当該プラザの利用率等を鑑み、市の方針により閉館となりました。今後につきましては、市として新たな公共施設の設置が計画される場合には、その中の機能等について市民の皆様の御意見等を広くお聞きし、その時々の社会情勢や財政状況等を総合的に判断しながら、拠点施設の整備等を検討してまいりたいと考えておりますので、素案のとおりとさせていただきます。 なお、男女共同参画推進プラザ条例や設置規則に定められていた機能につきましては、原則人権推進室に移管されております。今後も引き続き男女共同参画施策の推進を図ってまいりますので、御理解いただきたいと存じます。	—
32	②拠点施設の再整備・再配置 第2次計画に基づいて2002年に設置された「男女共同参画推進プラザ」。第3次プランにその廃止がうたわれていたわけでもない。にもかかわらず、市のほっとぷらざからの撤退に伴い、条例とともに廃止の浮きめにあった。他の設置施設は代替され、いまに至っているが、人権推進課にかたちばかり吸収された。しかもDV対策につきましては2022年度から福祉政策課に移管され、計画外の事態が府内ですすんでいる。これらの事柄について、男女共同参画審議会に諮った形跡はない（任意内に審議会はなし） 根拠整備はジェンダー平等行政の要である。その認識が全く欠けている素案あってはならない。今後5年間で実現すべき必須のプラン作成である。		—
33	施策7「男女共同参画を推進する拠点の設置を目指す。」を入れる。男女共同参画推進センターの設置によって、男女共同参画推進団体の活動への支援や相談事業の充実等、様々な事業が行えると考える。		—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
34 その他 (男女共同参画推進プラザに関すること)	<p>1 「新座市男女共同参画推進プラザ」の再建のための条令(条文)を復活してください。</p> <p>私は新座市が1994年に、第1回『にいざ男女平等行動プラン』を策定した「新座市女性行動プラン懇話会」と、次の1996年に『新座それいゆアクション・プログラム』を策定した「新座それいゆフォーラム」に委員として参画した者です。</p> <p>以来、新座市の男女共同参画社会の実現のために、地域で多くの市民と、学習と交流・活動を行ってきました。その欠かせない施設として、「にいざほっとぶらざ」内の「新座市男女共同参画推進プラザ」があります。</p> <p>そのため、5年ごとに策定される『プラン』には強い関心を寄せ、その成果を見守ってきました。新座市は1994年の第1回『にいざ男女平等行動プラン』から、2016年の『第3次男女共同参画プラン』まで、「男女共同参画推進プラザ」の建設とその機能の充実について一貫して取り組んできました。</p> <p>さて、このたびの『第4次にいざ男女共同参画プラン』(案)を拝読し憂慮しています。</p> <p>それは「新座市男女共同参画推進プラザ」の廃館です。</p> <p>男女共同参画推進プラザは、国が“女性センター(呼称は男女共同参画センターなどさまざま)”として、「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、男女共同参画=ジェンダー平等=問題が抱える「情報提供」「相談」「研究」などを実施することを目的とした施設です。</p> <p>新座市は第1回目の『プラン』から前回の『プラン』まで、一貫して”女性センター”的設置と運営のとりくみを条令(条文)化しています。これは新座市が男女共同参画社会=ジェンダー平等社会=実現のため、市民のセンターとして重要視してきたことの証です</p> <p>さて、このたびの『第4次にいざ男女共同参画プラン』には、「新座市男女共同参画推進プラザ」の条令(条文)が削除されており看過できません。</p> <p>『第4次にいざ男女共同参画プラン』に「新座市男女共同参画推進プラザ」の再建のための条令(条文)を復活してください。</p>	新座市男女共同参画推進プラザ条例につきましては、男女共同参画推進プラザ閉館に伴い、令和3年度末をもって、条例廃止となっております。そのため、「第4次にいざ男女共同参画プラン」への掲載はせず、素案のとおりとさせていただきます。	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
35	<p>●審議会の回数が少ない。充分な審議を希望します コロナもあったが、委員会は7月5日に第一回審議が行われ、第二回は来年の3月だそうです。これではまったく充分な審議ができず、当局が出してきたプランを追認するだけになりかねない。委員の方々には、市民からパブコメがでたあと、それも御覧いただき、十分に論議してこれから5年間の計画を立案して頂きたい。そのためには、来年3月前に最低もう一回は審議会を開催すべきだと考えます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で男女共同参画審議会の開催回数は減少しましたが、十分な審議ができるよう審議会委員の皆様から御意見を伺う機会を設けるなどしております。 今後につきましても、男女共同参画審議会を適時開催してまいります。</p>	△
36	<p>2 「第4次プラン」の審議過程（回数）の見直しを！！ ① 来年度から5年間の新座市「男女共同参画プラン」策定にあたって、その審議会が7月5日第1回審議会だけの開催で、次回は3月の開催予定と「令和4年度第1回審議会会議録」にあるが、あまりにも審議会を軽視しています。「第2次にいざ男女共同参画プラン」の策定に関わった者として看過できません。 「にいざ男女共同参画プラン」「第2次にいざ男女共同参画プラン」策定にはそれぞれ2年度にわたって、11回の審議会を開催、「第3次にいざ男女共同参画プラン」は2年度にわたり7回の審議会を開催しています。そして、その審議会の中で、それぞれの「参画プラン」を答申する前に、中間報告意見の検討も行われています。「第4次プラン」策定にあたっても、ぜひ市民からの中間報告意見を検討する審議会を開催する等、審議会運営（回数）の見直しを求めます。</p>		△
37	<p>その他 (審議会に関するこ)</p> <p>●次期審議会メンバーへの希望 女子差別や女性史の専門家、保育、介護、障がい者福祉などケア労働者の代表を入れて欲しい。また公募枠を必ず設けることを希望します。</p>	<p>頂きました御意見は、今後の市政推進の参考とさせていただきます。 なお、審議会委員の公募につきましては、新座市男女共同参画推進条例第19条第2項の規定に基づき公募枠を設けており、委員改選の際は広報等で周知しております。</p>	△
38	<p>●審議会委員メンバーへの配慮を 委嘱・公募にあたり「第1次・2次プラン」から「第3次」「第4次」に至るにつれて女性委員が減少しているので、「1次・2次プラン」レベルに戻すよう望みます。 また、老人クラブ連合会からの委員が2名もいますが、保育所や学童保育所、介護や障がい者施設など広い分野、年齢層、及びジェンダー・セクシュアリティ分野の見識の深い委員の登用を望みます。</p>	<p>頂きました御意見は、今後の市政推進の参考とさせていただきます。 なお、新座市男女共同参画審議会委員は現時点で、9名中6名が女性となっており、約7割を占めている状況でございます。</p>	△
39	<p>その他 男女共同参画推進審議会の具体的な役割を明記する。</p>	<p>新座市男女共同参画審議会につきましては、新座市男女共同参画推進条例第17条以降に規定されております。本計画においては、資料編 5関係法令等に「新座市男女共同参画推進条例」を掲載し男女共同参画審議会に具体的な役割を明記しているため、素案のとおりとさせていただきます。</p>	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
40		<p>1 名称を変更 にいざジェンダー平等推進行動プランとする 「男女」という両性の人権尊重がこれまでのテーマであったが、性の多様性・平等性が 社会の前面に出てきた。2015年以降のSDGs目標5に向かう時代精神をふまえ、「男女」の概念を超えたジェンダー平等をめざす5カ年計画としたい。 ジェンダー平等への国際的な動きからとり残されている日本の状況（ジェンダー ギャップ146カ国中116位）をくつがえしてゆくためのエンパワーメントをこの行動プラン作成から始めたい。新座市民の中には、性差別・性暴力とたたかう全国的な抗議行動（フラワーデモ）に呼応して行動を定例的に行なうグループも出てきた。市と市民が手をつなぐ契機として、第4次プランからカジを切ってゆくべきである。</p>	<p>本市では新座市男女共同参画推進条例に基づき、「男女平等」の実現に向け様々な取組を進めてきました。平成27年にSDGsが採択されたことを受け、近年では「ジェンダー平等」という表現も広く使用されるようになりました。 こうした経緯を踏まえ、本計画では、条例に基づく箇所は「男女平等」を、SDGsを踏まえた箇所は「ジェンダー平等」を使用すると整理しました。また、国及び埼玉県の「男女共同参画基本計画」においても「男女」の文言を使用していることから、本計画も上位計画同様、計画名の変更は行わず、素案のとおりとさせていただきます。</p>	—
41	その他 (ジェンダーに関するこ と)	①本文中「男女」でくくっている表現は「ジェンダー平等」に変える。	<p>本市では新座市男女共同参画推進条例に基づき、「男女平等」の実現に向け様々な取組を進めてきました。平成27年にSDGsが採択されたことを受け、近年では「ジェンダー平等」という表現も広く使用されるようになりました。 こうした経緯を踏まえ、本計画では、条例に基づく箇所は「男女平等」を、SDGsを踏まえた箇所は「ジェンダー平等」を使用すると整理しました。そのため、素案のとおりとさせていただきます。</p>	—
42		<p>3 「第4次プラン」(名称、内容・用語使用など)について ① 時代に即して「にいざジェンダー平等計画プラン」に <新座市の男女共同参画計画の推移>には、第1次計画・第2次計画は「男女平等 行動プラン」、第3次～第5次計画は「男女共同参画プラン」とあり、その時代によって変わっていることがわかります。 P18に記載のよう、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない！持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標」をあげていますが、1貧困、2飢餓、3健康、4教育に次ぐ5番目の目標が「ジェンダー」です。 このような情况下、新座市の「第4次プラン」は2027年度までですから、「ジェンダー平等計画プラン」にした方が時代に即していると思います。</p>		—
43		⑫ 「プラン」全体を通して「男女」の用語使用の精査を 「男女共同参画」などこれまでの使用経過からやむを得ない場合を除いて、性のスペクトラムが当たり前化している時代に即して、「男女」の使用を止めるよう配慮したいものです。	本市の計画は、国及び埼玉県の男女共同参画計画に倣い、「男女」表記をしておりますので、素案のとおりとさせていただきます。	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆提出者数・意見数：7人・57件

◆提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
44	<p>●市民参加で第4次計画を策定するうえで、情報開示と周知が極めて不充分である。「第4次にいざ男女共同参画プラン」をホームページ上で見つけて読むことが困難です。「男女共同参画プランのページ」に第4次プランは出ていないし「御覧になりたい方はクリックしてください」とあってクリックすると「第3次骨子案比較一覧表」しか出てこない。プランになかなかアクセスできない極めて不親切なホームページの構成です。市政情報→広報・広聴→パブリックコメント→第4次プランとクリックして、やっと計画全体を読むことが出来ました。また、公民館などにプランの冊子は常備しておらず、市民の意見を広く募っているとはとても思えません。</p>	<p>御指摘を踏まえ、市ホームページにつきましては、人権推進室のホームページからパブリック・コメントの担当課である秘書広聴課のホームページへリンクするよう修正しました。</p> <p>なお、第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）につきましては、冊子を作成し、パブリック・コメント募集期間に市民のみなさまが閲覧できるよう、市内の各公民館・コミュニティセンター等に配布し、窓口等に設置を依頼しております。</p>	—
45	<p>その他 (パブリック・コメントについて)</p> <p><その他の要望></p> <p>●情報公開・周知をより分かりやすく、丁寧に。 多くの市民は、パブリックコメントの担当課が秘書・広聴課であることを知らないと思います。私はパブリックコメントに辿り看くまでに大変苦労しました。より多くの人がわかりやすいように、人権推進室と「男女同参画プラン」のパブリックコメント募集をリンクするよう望みます。</p> <p>また、公民館等に紙版の「4次プラン案」を置いてなくて、ネット情報を得られない市民は排除されていました。多くの市民の意見を募集できるように、きめ細かい配慮を望みます。</p>		—
46	<p>●パブコメの期間が短い 11月1日に予告され、締め切りが11月30日。一ヶ月では短すぎます。</p>	<p>頂きましたご意見は、今後の市政推進の参考とさせていただきます。</p>	△
47	<p>その他</p> <p>P32、35 女性への暴力の防止 相談体制の充実を具体的に明記する 以前、市役所「女性困りごと相談」は月曜から金曜まで9時～17時。第二第四火曜日は女性弁護士を相談員に法律相談を行っていた。ほっとぶらざでは第二土曜日の10時～18時まで離婚やDV相談を行っていました。これと同等かこれ以上の相談体制を明記すべき</p>	<p>本市では、男女共同参画推進計画とは別に、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画を策定しております。女性への暴力防止に係る具体的な施策につきましては、当該計画で対応するため、本計画においては、素案のとおりとさせていただきます。</p>	—
48	<p>その他</p> <p>③共同参画社会の実現とは、「固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み」を変える社会意識の問題にとどまらない。日本国憲法第14条「法の下の平等」、「第24条「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」、第25条「生存権と国の社会的使命」を根底に、あらゆる社会的差別をとりのぞくためであることを再確認する。</p>	<p>御意見として承ります。</p>	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
49	その他	<p>② また、「男女共同参画プラン」策定にあたっては、審議会だけではなく、新座市男女共同参画行政推進会議も開催されています（第3次プラン63頁、第2次プラン99頁、1次プラン145～146頁に記載）。そして、（「第1次プラン」の137頁、「第2次プラン」の107頁、「第3次プラン」72頁にそれぞれ新座市男女共同参画行政推進会議設置要綱」が載っていますが、「第4次」の資料編には載っていません。これまで通り、ぜひ載せるよう求めます。</p> <p>同時に、市行政として、多課にわたる「男女共同参画プラン」の策定とその施策推進をこれまで以上に遂行してほしいものです。そして、多課の施策推進を統括するのが人権推進室であることも記述するよう求めます。</p>	新座市男女共同参画行政推進会議は令和2年3月末をもって廃止となったことに伴い、設置要綱も廃止しているため、素案のとおりとさせていただきます。	—
50	その他	<p>② 「基本課題」でなく「基本目標」に戻して 「第3次プラン」までの「基本課題」を「基本目標」に変えていますが、同じ目標に向かうにしても、課題意識を持って取り組むのと、ただ目標に向かうのとではその姿勢が違うのではないかでしょうか。この意味で「基本課題」の方が先進的な新座市に相応しいと思います。</p>	本計画では、市としての目指す姿を明確に示すよう、目標という言葉を使用しているため、素案のとおりとさせていただきます。	—
51	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦別姓を認めてほしい 婚姻時、夫側の姓に変更する人が多いと思います。 昔からどちらかの姓にしなくてはいけない決まりがあり、まだまだ男性優位の世の中で妻の姓にするには反対意見も多くしたくてもできない人がいると思います。 夫婦別姓が当たり前の社会になってほしいです。 	御意見として承ります。	—
52	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・男性と女性の収入の差も出してほしいです。 ひとり親への支援は国含めて全然足りてないと思います。 オムツや粉ミルクや米など配布するとか、3歳からも児童手当下げないとか、インフルエンザ予防接種の助成が必要だと思います。 子育て支援が足りていないため、出生率はこれからも下がり続けると思います。 	御意見として承ります。 なお、男女の収入格差につきましては、令和4年7月8日に女性活躍推進法に関する制度改革がされ、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられることとなりましたことを申し添えます。	—

第4次にいざ男女共同参画プラン（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

資料1

◆ 意見募集期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水） ◆ 提出者数・意見数：7人・57件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの ○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの —：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
53	その他	<p>・性教育の項目が必要だと思います。</p> <p>人権のことが明記されているのはとても大切だと思いましたが、私たち大人自身が対等な関係はどういうことか学んできていないと思います。</p> <p>女性蔑視や女性差別、女性への性搾取、性売買は幼い頃から正確な人権教育に基づく性教育の機会が必要と考えます。</p> <p>最近は性教育の書籍が出たり、産婦人科医など専門家による教育の機会が設けられていると感じますが、中には間違った性教育（男女の役割の決め付けや、親学に影響を受けていると思われるもの、生理ちゃんやフェムテックなど男性が中心となって女性の身体に議論しているなど、導入には精査が必要だと思います。</p> <p>今回は関係ないかもしれません、2分の1成人式を取り入れている学校はいいますぐやめるべきです。保護者への感謝をしないといけない雰囲気は間違った人権教育です。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、性教育に係る項目につきましては、基本目標1施策4「男女平等教育・学習の推進」の中で取り組むとともに、基本目標2施策9「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発」において、「学校や家庭において性と生殖に関する教育を推進する」として掲載しております。</p>	—
54	その他	・女性差別は憲法違反だと明記してほしいです。	御意見として承ります。	—
55	その他	<p>・新座消防署で2020年に救命講習を受けました。</p> <p>その日は仮設トイレで、男性と女性のトイレがくっついて置かれていて、女性がトイレに行くためには男性が用を足している後ろ姿が目に入る状況で通り抜けられませんでした。</p> <p>若い女性が通る時も、並ぶ男性はニヤニヤするのみで、女性たちが後ろを通るように交通整理しなくてはいけませんでした。</p> <p>また、講習中、中年の男性職員に部屋の気温を上げるように頼んだところ、「寒くない、熱があるんじゃないかな」とバカにしたような態度で言われました。</p> <p>男性たちは想像がつかないかもしれません、人にはプライバシーを守る権利があります。</p> <p>性暴力への知識もない、女性からの意見は軽く考えてもいい、そう感じました。</p> <p>消防署の職員が配慮のない対応なので、災害時の環境は不安を感じます。</p> <p>人権意識の共有をしてほしいです。</p>	御意見として承ります。	—
56	その他	・議員の数が男女平等ではないことは大問題だと思います。 全ての党で男性議員の方が多い現状、女性への施策は不十分です。	御意見として承ります。	—
57	その他	第3次では、48P施策1「地域における様々な子育て支援サービスの充実と仕事と子育ての両立の支援」の事業No.55には、障害のある子どもに関する内容が記載されていたが、第4次でも内容を盛り込むべきではないか。	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><追加> P41 事業No.46 子育てや介護を支援する体制の充実 待機児童の解消を目的とした保育所の整備、放課後児童保育室の整備、障がいのある子どもへの支援などの子育て支援サービスの充実や介護サービスの充実を図る。</p> <p>担当課を追加：児童発達支援センター</p>	◎